

## ★インボイス作成ポイント★

### ◎適格請求書の記載事項

追加  
項目

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称    ②取引年月日    ③取引内容  
 ④取引金額    ⑤受領者の氏名または名称    ⑥軽減税率の対象品目である旨の表記  
 ⑦税率ごとに区分して合計した対価の額    ⑧税率ごとに区分した消費税額等    ⑨登録番号

### ◎消費税の端数処理のルール

一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

【請求書の例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	端数処理 → 2,164
10%対象計				28,158	端数処理 → 2,815

⑨登録番号  
(T+13桁の数字)

⑦税率ごとに区分して合計した対価の額

⑧税率ごとに区分した消費税額等

## インボイス制度において特にご留意いただきたい事項

10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と買手の仕入税額控除について

### 売手の対応

- 1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、通知後にインボイスを交付する  
 まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します
- 2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す  
 または  
 番号を入れたインボイスを改めて交付します
- 3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等でお知らせする  
 または  
 請求番号●●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります

### 買手の対応

売手から登録番号のお知らせが届かないけど、仕入税額控除していいのかな…?

後でお知らせするとは言っていたけど…

登録番号なし

申告期限

事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨が確認できたときは、仕入税額控除可能です!

お知らせは事後的に保存できればいいのね!

税務署

**ポイント**  
 事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です!  
 ※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。